

剰余金の使途に充てる額の承認方針について

1 剰余金の使途に充てる額の承認に関する制度

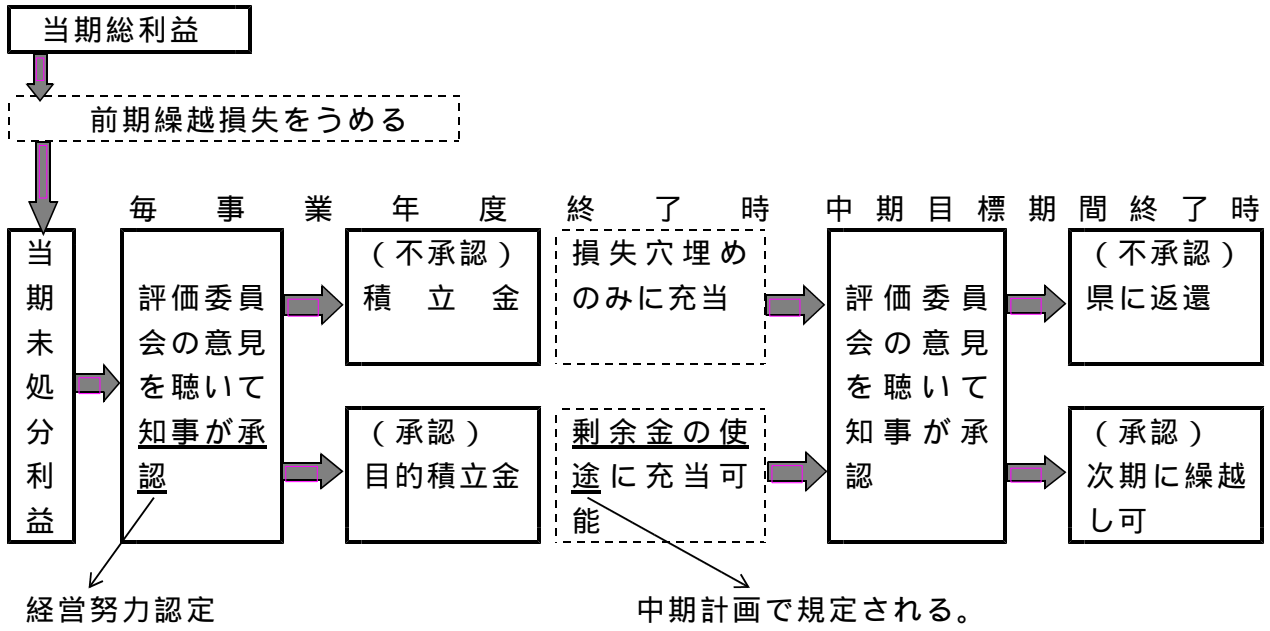
公立大学法人は、毎年度、利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならない。(法40条1項)

毎年度の利益の全部又は一部は、知事の承認を受け、翌年度の事業の使途に充てることができる。(法40条3項)

知事が承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くこととなっている。(法40条5項)

知事が承認しなかった部分は、中期目標期間終了時に県に返還することとなる。(法40条6項)

< 説明図 >



## 2 経営努力認定にかかる会計基準上の規定

知事による経営努力認定については、地方独立行政法人会計基準第71<参考>に次のとおり定められている。

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じた額とされる額である。

知事が承認する額 = 法人の経営努力により生じた額

- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。

経営努力認定された額の用途      中期計画で定められたもの

- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人自らその根拠を示すものとする。

経営努力の立証責任      法人側

- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。  
(1) 運営費交付金及び国及び地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

運営費交付金以外から生じた利益 } 経営努力  
国、地方公共団体からの補助金等以外から生じた利益 } と認定

- (2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。(本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。)

本来行うべき業務を効率的に行ったために生じたもの } 経営努力認定  
本来行うべき業務を行わなかったために生じたもの } 経営努力認定なし

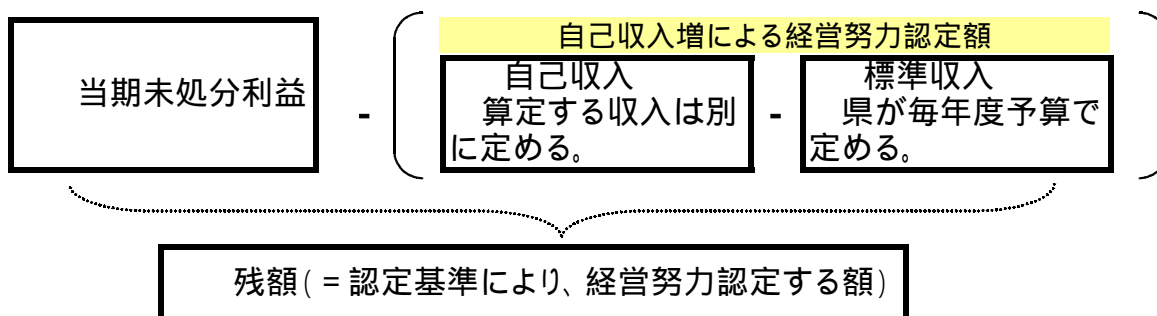
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

### 3 剰余金の使途に充てる額の承認（経営努力認定）の方針（案）

#### (1) 基本的な考え方

公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の毎年度の未処分利益の処分に  
 関し、県が地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づいて行う承認（以下「経営  
 努力認定」という。）は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準  
 注解（総務省告示）」第71の経営努力認定の考え方を基本としつつ、法人の自己収入  
 獲得努力を促し、自己財源比率を高めることにより、もって法人の自主的・自律的な経  
 営に資するため、以下の基準により行うものとする。

#### (2) 経営努力認定基準



あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「 - 」は、法人の自己収入獲得努力によるものと認め、全額を経営努力分とする。</li> <li>については、行うべき業務を行ったかどうかについて、(3)の認定基準により経営努力認定を行う。</li> </ul>
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>の全額を経営努力分とする。この場合、(3)の認定基準は考慮しない。</li> </ul>

に算定する自己収入	<p>以下に掲げる経費など、県直営時において県歳入の対象としていたもの、法人の固有事務費等に振り替わる性質のもの、又はその収入額の大部分が法人の利益となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料</li> <li>・入学検定料</li> <li>・入学料</li> <li>・学生寮使用料</li> <li>・教職員宿舍貸付料</li> <li>・財産使用料、貸付料及び使用経費負担分</li> <li>・大学入試センター試験実施経費・委員協力経費</li> <li>・補助金間接経費及び事務費振替分</li> <li>・受託研究、受託事業の間接経費及び事務費振替分</li> <li>・寄附金収入(受け入れにより、追加経費が発生する場合は、追加経費相当額を除いた部分)</li> <li>・雇用保険返還金</li> <li>・文献複写代</li> <li>・財産売却収入</li> <li>・その他、その収入の大部分が法人の利益となるもの</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                 減免制度がある場合は、減免額と相殺。             </div>
-----------	---

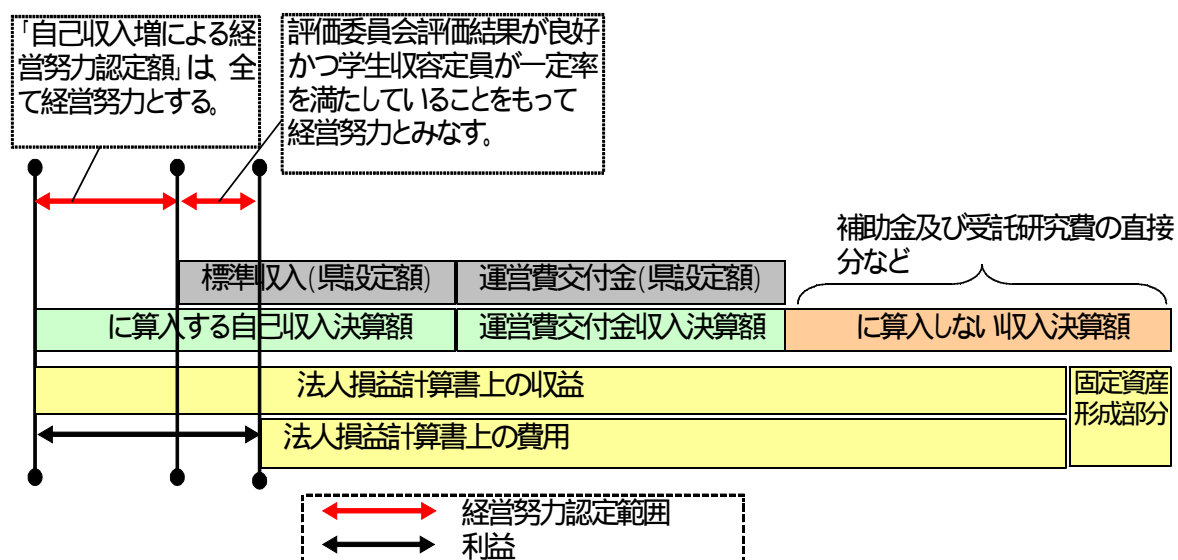
(3) 行うべき業務を行ったか否かの認定基準

次のア又はイにより、行うべき業務を行わなかったと判断された場合以外について経営努力と認定する。

ア 県評価委員会が各事業年度に係る業務実績評価の結果、中期目標項目別評価において、「大学の教育研究等の質の向上」を除く4項目中2項目以上がC又はDの評定であった場合は、行うべき業務を行わなかったものと判断する。この場合、当期末処分利益から自己収入増による経営努力認定額を控除した残額は、全て積立金として整理するものとする。

イ 学部、修士、博士、短期大学の学科、専攻科の各単位で、学生収容定員に対する在籍者数が、平成19年度～21年度85%、平成22年度～24年度90%を下回った場合は、収容定員を下回った学生数に県が定める一人当たり学生関係経費を乗じた額については、当期末処分利益から自己収入増による経営努力認定額を控除した残額を上限として、積立金として整理するものとする。

<図解>

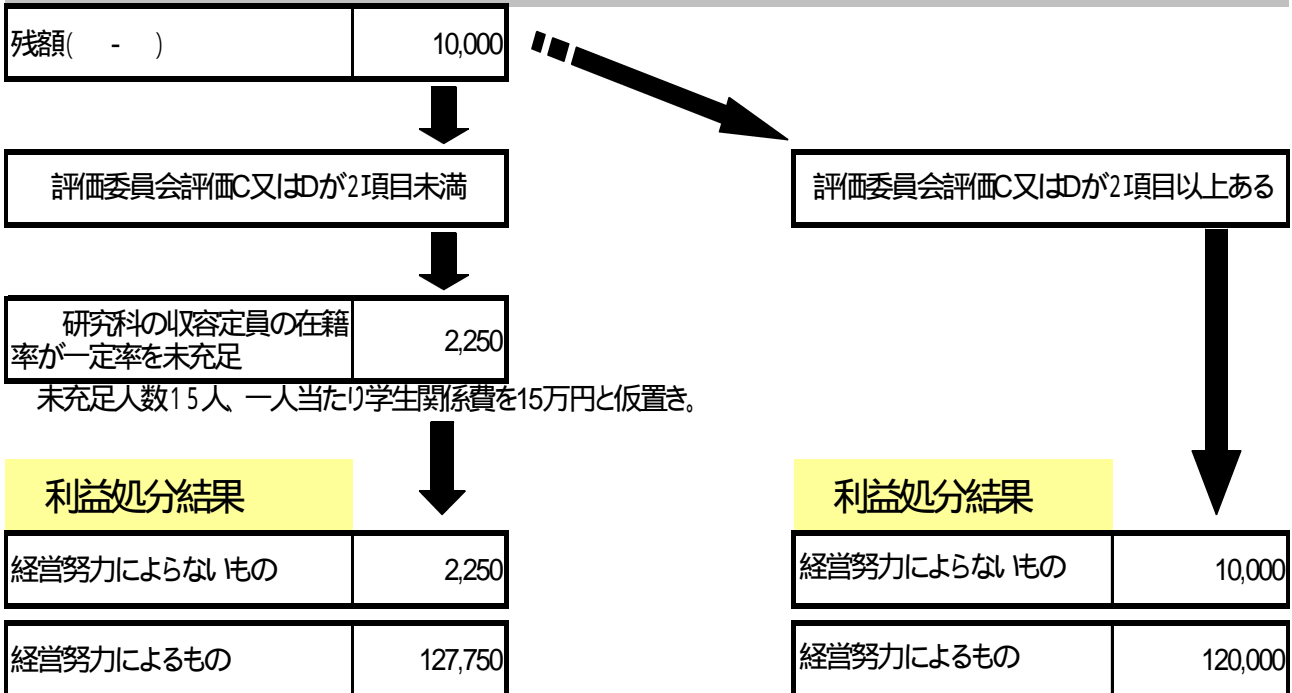


<事例>

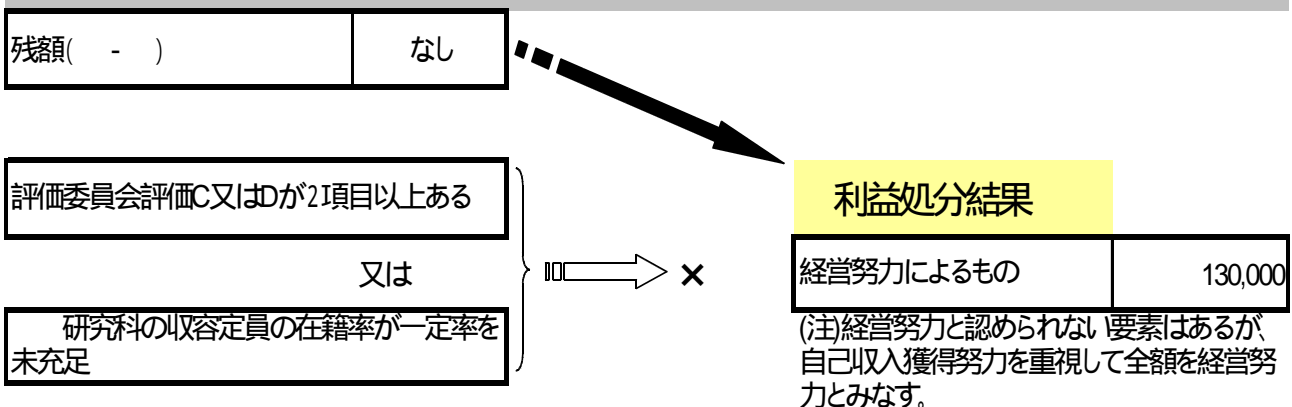
(単位:千円)

区 分		金 額
当期末処分利益		130,000
自己収入増による経営努力認定額(自己収入 - 標準収入)	ケース1	120,000
	ケース2	140,000

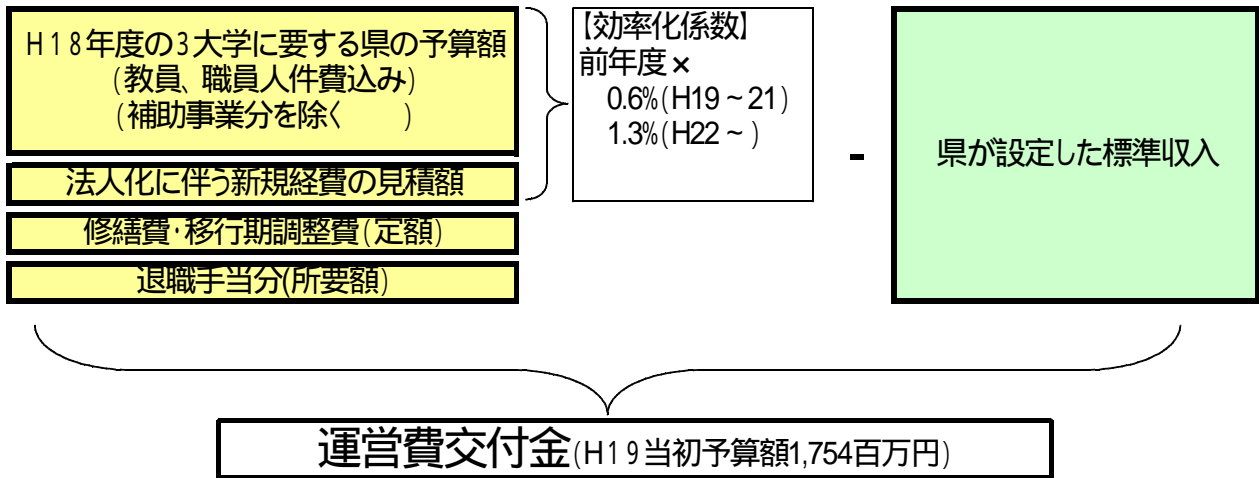
ケース1...自己収入増による経営努力認定額が を下回る場合



ケース2...自己収入増による経営努力認定額が を上回る場合



### 運営費交付金算定の基本フレーム



### 標準収入の設定

構成要素	算出単位	算出方法
授業料	収容定員	収容定員 × 単価 - 減免額(10%)
入学検定料	志願者数	過去3年程度の平均値 × 18歳人口の減率 × 単価
入学金	入学定員	入学定員 × 過去3年平均県内外比率 × 単価
学生寮使用料	寮定員	定員 × 単価 × 0.75 (直近の減免割合)
教職員宿舍貸付料	直近実績	H17実績並み
行政財産使用料、行政財産使用実費負担、科研費間接分	直近実績	H17実績並み



年度	標準収入額 (百万円)
H19	914
H20	914
H21	925
H22	932
H23	932
H24	932

増加要素  
 ・H19～授業料減免額の見直し  
 ・H21～編入学生受入れ

上記の標準収入額は、毎年度県予算において定める。

## 学生収容定員に占める在籍率

大学名	組織	学部等名	H19年度 収容定員	在籍者数(H19.5.1)	H19在籍率	H18在籍率	H17在籍率
鳥根県立大学	学部	総合政策学部	820	973	118.7%	117.8%	113.0%
	大学院	開発研究科	20	17	85.0%	90.0%	80.0%
		北東アジア研究科	30	17	56.7%	63.3%	60.0%
鳥根県立大学短期大学部	学科 ・ 専攻科	健康栄養学科	40	40	100.0%		
		保育学科	50	50	100.0%		
		総合文化学科	140	178	127.1%		
		看護学科	80	82	102.5%		
		小計	310	350	112.9%		
		専攻科地域看護学専攻	30	30	100.0%		
		専攻科助産学専攻	15	15	100.0%		
		小計	45	45	100.0%		
旧鳥根女子短期大学	学科 ・ 専攻科	家政科	80	84	105.0%	104.4%	102.5%
		保育科	50	51	102.0%	102.0%	101.0%
		文学科	100	100	100.0%	99.5%	101.5%
		小計	230	235	102.2%	101.7%	101.7%
旧看護短期大学	学科 ・ 専攻科	看護学科	160	171	106.9%	105.0%	106.3%
		専攻科地域看護学専攻	30			103.3%	96.7%
		専攻科助産学専攻	15			100.0%	100.0%